

質問要旨

参議院議員通常選挙における18歳と19歳の全国、兵庫県、尼崎市平均投票率は。

答弁要旨

18歳の平均投票率は、全国が51.28%、兵庫県が49.32%、尼崎市が49.03%でございます。18歳につきましては、全国より2.25ポイント、兵庫県より0.29ポイント、それぞれ下回るという結果となりました。一方、19歳の平均投票率は、全国が42.30%、兵庫県が40.13%、尼崎市が43.01%でございます。19歳につきましては、18歳とは反対に、全国より0.71ポイント、兵庫県より2.88ポイント、それぞれ上回るという結果となりました。

以上

質問要旨

尼崎市の18歳の平均投票率が全国、兵庫県を下回っていることについては。

答弁要旨

18歳の投票率が、全国、兵庫県の平均より、それぞれ下回るといふ結果につきましては、大変残念でございます。しかしながら、19歳の投票率は、全国、兵庫県の平均より、それぞれ上回るといふ結果となり、その点では、今まで行ってきた選挙啓発に、一定の効果があつたのではないかと考えております。今後とも、出前授業や若年層向けの選挙啓発に力を入れ、投票率向上に努めて参ります。

以上

質問要旨

全国平均の投票率で比較すると、19歳は18歳に比べ、8.98ポイント低いが、この結果を受け、若者の投票行動をどの様に検証しているか。

答弁要旨

全国平均の投票率で見ると、18歳に比べて19歳の投票率が低いのは、下宿をしている大学生等が下宿先の住所地に住民票を移さず、そのままにしている場合が多く、手続きに手間がかかる不在者投票を敬遠したとの見方が報道されており、本市におきましても同様ではないかと考えております。今後も引き続き、不在者投票の制度につきましては、選挙前に市報で取り上げたり、尼崎市の公式ホームページに掲載するなど、有権者に対し、広く周知して参ります。

以上

質問要旨

投票行動をさらに検証するとともに、啓発を続けていく必要があるが、今後の取り組みは。

答弁要旨

選挙権年齢が18歳以上に引き下げられたことにより、若年層の投票率向上が期待されますが、それを十分に達成するためには、まず、若者に自分の身近なことが政治や選挙に繋がっている、ということに関心を持ってもらうことが、重要であると考えております。先月、新しい取り組みといたしまして、総務省と文部科学省が共同で作成した、高校生向け副教材の作成委員でもあった、原田謙介氏を講師に招き、県立尼崎小田高等学校において、高校生と尼崎市明るい選挙推進協議会委員が共に、講演を聞き、模擬投票を行いました。この取り組みの後、高校生を対象にアンケートを実施したところ、講演を聞いて政治についての関心が高まったと答えた生徒は、93.1%、18歳になったら投票に行くと答えた生徒は、75.9%という結果が得られ、一定の効果があったと考えております。来年

(次頁へ続く)

度も引き続き、この取り組みを実施できないか、検討していく予定でございます。また、他都市における、新しい選挙啓発の取り組みを参考にしながら、本市でも、より良い選挙啓発ができるよう努めて参ります。

以 上

質問要旨

参議院議員通常選挙において、どれくらいの投票所整理券が所在不明等で戻っているか。何故、戻なのか。

答弁要旨

参議院議員通常選挙では、投票所整理券を各世帯ごとに封入し、およそ22万3,000通を郵送いたしましたが、所在不明等で、本市に戻ってきた投票所整理券は、およそ2,000通ございました。

また、投票所整理券の郵送先につきましては、住民基本台帳のデータを基にしておりますので、本人が、郵便局へ転送届をしていない、本市へ住所の変更届を忘れている、番地等を誤って届出している、表札をかけていない等が、戻ってくる理由であると考えております。

以上

質問要旨

高校生を選挙事務に従事させる取り組みについての、
見解は。

答弁要旨

本市の投票所に従事する臨時的任用職員の任用につきましては、原則、18歳以上60歳以下としております。但し、18歳であっても、高校生は任用しておりません。その理由といたしましては、投票日が、学校の中間・期末考査期間中やクラブ活動と重なる場合があるため、勤務時間が早朝から夜間までの長時間となるため、などでございます。しかしながら、高校生が選挙事務に従事することは、政治・選挙への意識の向上に繋がると考えられますので、今後、高校生の任用について検討して参りたいと思います。

以上

＜教育長答弁＞

長崎議員 1007

作成部局 教育委員会 No.1

質問要旨 校外での政治活動の届け出について、尼崎市の高校の現状はどうか。

[答弁要旨]

議員ご指摘のように、高校生が校外で政治的活動等を行うことにつきましては、平成27年10月に出されました文部科学省の通知により、容認されておりますが、届け出につきましては、各学校の状況や実態に応じて校長が判断することとなっております。

尼崎の市立高等学校におきましては、生徒が校外での政治的活動等に参加する際、学校への届け出は不要としており、現在のところ、そのことに関する課題等の報告はございません。

以上

＜教育長答弁＞

長崎議員 1008

作成部局 教育委員会 No.1

質問要旨 校外での政治活動の届け出の必要性和課題
についてはどう考えるか。

[答弁要旨]

先ほども申しあげましたように、現在、本市の市立高等学校におきましては、生徒が校外で政治的活動等を行う場合に、学校長の判断で届け出は不要としております。

ご質問の届け出の必要性和課題につきましては、届け出をすることで、生徒の活動が委縮したり、届け出をしないことで、活動がエスカレートするなどの恐れがあると思われます。

いずれにいたしましても、校外での政治的活動につきましては、基本的には家庭の理解の下、当該生徒が判断して、行うものであることから、届け出につきましては、各学校の状況や実態に応じて、校長が判断することが望ましいと考えております。

以上

＜教育長答弁＞

長崎議員 1009

作成部局 教育委員会 No.1

質問要旨 政治活動を各学校の判断に任せると、学校や教職員が適切な判断に欠き、選挙運動や政治活動に影響が出ないのか。また、政治的中立性は確保できるのか。

[答弁要旨]

本市におきましては、これまでも、学習指導要領に基づき、公民科等の授業を中心に、系統的、計画的な指導計画のもと、主権者として主体的に政治に参加しようとする態度の育成に努めてまいりました。

また、18歳から選挙権が認められたことにより、生徒の政治的活動等の拡大が予想されることから、国が作成した副教材「私たちが拓く日本の未来」の活用などを通して、公正かつ中立的な立場で指導しているところでございます。

教育委員会といたしましては、今後とも、各学校が生徒の政治的活動等についても、適切に判断できるよう指導してまいります。

(以上)

質問要旨

待機児童に関する総務省と厚生労働省の見解の相違についての説明を。

答弁要旨

厚生労働省は、待機児童数から除く項目として「育児休業中の者の取扱い」や「特定の保育所等の希望者」、「求職活動の休止者」等を定めていますが、実際に対象とする基準は、各自治体の裁量に委ねられています。

この結果、各自治体で待機児童とする基準が異なっており、横並びの比較が困難となっていることから、総務省は、国として全国一律となるように待機児童の範囲の明確化とそれを踏まえた入所保留児童の公表をすることが必要としています。

こうした中、現在、厚生労働省におきましては、待機児童の定義の見直しについての取組が進められているところでございます。

以上

質問要旨

厚生労働省の2016年4月1日時点の待機児童数と総務省の隠れ待機児童とする児童数は。

答弁要旨

総務省の見解を受けて平成28年9月2日に厚生労働省から利用申込者数の全ての状況が公表されました。

その公表結果によると厚生労働省の待機児童の定義に基づく待機児童数は23,553人、待機児童以外で利用に至っていない児童数は、地方単独事業利用者数を含めて67,354人で合わせて90,907人でございます。

以上

待機児童数の実態の隔たりに対する本市の見解は。

答弁要旨

本市におきましては、市内の待機児童の状況は保育施設の利用者等にとって重要な情報であることから、「厚生労働省の定義による待機児童数」に加え、「実際の利用に至っていない児童数」の両方を公表しているところです。

厚生労働省の定義につきましては、各自治体間の待機児童数の比較を行うための一つの基準だと認識しておりますが、今回の経過を受けた見直しにより、利用者や自治体にとってより客観的な指標になるものと期待しております。

以上

質問要旨

厚生労働省の待機児童の定義統一に関する現時点の状況は。

答弁要旨

待機児童の定義の見直しについては、平成 28 年 10 月に各自治体に対し、各自治体の国定義の取扱いについて照会がありました。が、現在のところ、定義の変更についてはお聞きしておりません。

引続き検討がなされているものと思いますので、今後も国の動向に注視してまいりたいと考えております。

以上

質問要旨

この調査による隠れ待機児童は何人だったのか。

答弁要旨

平成28年4月1日現在で利用に至っていない方は295人であり、そのうち、保護者が育休中である方、求職活動を休止している方、利用可能な保育施設等があるにもかかわらず、特定の保育施設のみを希望している方など、国の定義により待機児童から除外する児童を除くと待機児童数は47人となっております。

本調査では、利用に至っていない方から国定義の待機児童数を差し引いた人数をいわゆる「隠れ待機児童」としておりますので本市は295人から47人を差し引いた248人となります。

本市においては、利用に至っていない295人と国定義による47人の両方の数字を本市ホームページにおいて市民に公表しているところです。

以上

質問要旨

西宮市と本市の待機児童の具体的な数え方の違いは。

答弁要旨

厚生労働省の示す待機児童の定義で「育児休業中」の取扱いや「求職活動を休止している方」、「利用可能な保育施設等があるにもかかわらず、特定の保育施設のみを希望している方」などについては、具体的にどのような状態を該当すると解釈するかは、各自治体の裁量に委ねられております。

従って、他市の具体的な解釈方法の詳細については、把握いたしておりません。

以上

長崎議員 1021 作成部局 こ青本部事務局 No.1
質問要旨

平成 28 年度の本市の待機児童に含めなかった人で
2 か所を希望していた人は何人か。

答弁要旨

尼崎市におきましては、希望する保育施設が 2 か所
以下の方を、特定の保育施設を希望する方として、待
機児童数として数えていません。

このような人の平成 28 年度的人数は、22 人となっ
ております。

以 上

長崎議員1025問目 作成部局 こ青本部事務局 No.1
質問要旨

国の処遇改善で、経験7年以上の中堅保育士が対象となる月額4万円の上乗せは、法人保育園職員全体数に対して何人の保育士が対象になる見込みなのか。

答弁要旨

29年度に実施される保育士への国の処遇改善のうち経験7年以上の中堅保育士が対象となる月額4万円の上乗せにつきましては、園長・主任保育士を除く全体の概ね3分の1が対象ということでございますので、本市では、市内の法人保育園の保育士見込人数964人に対し322人が対象の見込みです。

以上

長崎議員1026問目 作成部局 こ青本部事務局 No.1
質問要旨

厚生労働省の調査結果からみて、保育士の給与水準の引き上げに課題があるのか。

答弁要旨

ご指摘のとおり、保育士の給与水準につきましては、平成26年の調査におきまして、平均年齢や勤続年数に違いはあるものの、全職種平均との比較で約11万円の差があることが示されており、(平成23年の統計ですが)潜在保育士が復職するに当たっての不安要素に賃金をあげている人も少なくありません。

このような課題を受け止め、近年国においては保育士の処遇改善の取組が様々講じられているものと認識しており、先ほどご答弁申し上げた中堅保育士に対する月額4万円の引き上げもこの一環であると考えております。

(次ページに続く)

本市といたしましては、このような国の制度拡充策に基づき、施設型給付費等の給付や補助金の交付を今後とも適切に講じてまいります。

また、全国市長会等を通じ、引き続き保育士の処遇改善策の充実については要望を行っていきたいと考えております。

以上

長崎議員1028問目 作成部局 こ青本部事務局 No.1

質問要旨

国が想定した積算の人件費70%以上を超えている法人保育園の割合は。

答弁要旨

運営の自律性といった観点もあり、本市におきましては、各法人保育園の賃金体系等を把握しておりませんことから、お尋ねの件につきましては市では把握しておりません。

以上

長崎議員1029問目 作成部局 こ青本部事務局 No.1
質問要旨

国の人件費部分の公定価格の積算が低く、引き上げられなければ保育士等の処遇改善には繋がらないといった実情があるのか。

答弁要旨

これまでから申し上げておりますとおり、公定価格につきましては、国から具体的な積算根拠を示していただけないことから、人件費部分について分析することはできません。

しかしながら、先ほどご答弁申しあげましたように、近年ではさまざまな処遇改善策が講じられてきております。

また、毎年の人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた待遇改善も適宜実施されており、保育士等の処遇改善は着実に図られつつある、と認識しております。本市といたしましては、このような国の制度拡充策に基づき、施設型給付費等の給付や補助金の交付を今後とも適切に講じてまいります。

以上